

平成 28 年
4 月

障害者差別解消法が
施行されました

4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称：障害者差別解消法)」をご存じですか。障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会をつくることを目指しています。

この法律の対象は行政機関等や会社・店などの事業者としていますが、障がいのある人に対する差別をなくしていくことは、すべての人に求められる責務です。障がいのある人もない人も共に暮らせる社会をつくるために、障がいについて正しく理解しましょう。

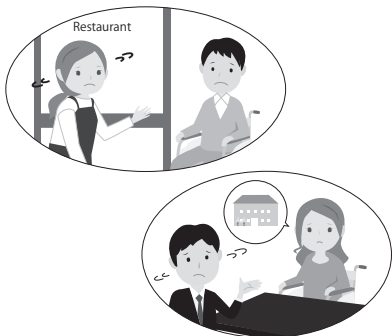
【問】障がい福祉課(総和福祉センター「健康の駅」)

☎92-4919 FAX 92-5544

障害を理由とする **差別** の禁止

不当な差別的
取扱いの禁止

正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限をしたり、条件を付けたりすることを禁止しています。



【例】車いすを利用していることを理由に入店を断る。「障がい者向け物件はない」と言って対応しない。

合理的配慮の
提供

障がいのある人から困っていることを取り除いてほしいと求められたとき、負担になりすぎない範囲で、その解決に向けて、その人の障がいにあったやり方や必要な工夫をすること(合理的配慮)が求められています。



【例】車いすを利用する人が乗り物に乗るとき手助けをする。段差がある場合にスロープ等を使って補助する。

障害者差別解消法 **Q** & **A**

Q 対象となる「障害者」とは？

A この法律の「障害者」とは、障害者手帳をもっている人だけではありません。心や体のはたらきに障がいがあることで、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

Q 対象となる「事業者」とは？

A この法律の「事業者」とは、会社や店など同じサービスを繰り返し継続する意思をもって行う人たちです。ボランティア活動をするグループも事業者に含まれます。